

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和4年2月1日

鳥取県知事 平 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する鳥取県営住宅の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

倉吉市

企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金473,300円を支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和3年8月9日

(2) 事故発生場所

倉吉市巖城地内

(3) 事故の状況

県営住宅三明寺団地内の住戸棟屋根材が、強風により飛散し、和解の相手方所有の建物に当たり、同建物が破損したものである。